

試作開発研究取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、公益財団法人電磁材料研究所(以下「本法人」という。)が、公益目的事業の一環として本邦及び海外の公的研究機関又は企業等(以下「委託者」という。)から委託を受けて行う試作開発研究を円滑に実施するために定めるものである。

(定義)

第2条 試作開発研究は、本法人が研究開発成果の試作品を委託者に提供し、委託者は実装又は実機試験等(以下「実試験」という。)を行い、本法人が実試験結果を検討して研究開発成果の更なる向上を図るものをいう。

(申込み等)

第3条 委託者は、試作開発研究の申し込みをする場合は、事業支援室長に対して行い、研究開発事業部長(組織規程第3条第2項の規定により、「専務理事」をもって充てる。)が常任理事会に諮り、常任理事会において承認された場合受け入れる。

2 研究開発事業部長は、常任理事会において試作開発研究の受け入れが承認されたときは、その内容を委託者及び会計規程第5条に定める会計責任者(以下「会計責任者」という。)に通知する。

(契約担当)

第4条 試作開発研究契約に関する業務は、事業支援室長が行う。

(研究の中止等)

第5条 委託者から試作開発研究の中止又はその期間の延長の申し出があった場合は、事業支援室長は委託者と協議し、研究開発事業部長が協議の結果を常任理事会に報告するものとする。

2 本法人が天災その他やむを得ない事由により試作開発研究を中止又はその期間を延長する場合は、研究開発事業部長が常任理事会に諮り、常任理事会において承認されたときは、事業支援室長はその旨を会計責任者に通知する。

3 前項の場合、本法人は、委託者にその事由を書面により通知し、その責を負わない。

(委託試作経費)

第6条 委託者は、本法人から提供される試作品に要する経費(以下「委託試作経費」という。)を負担する。

2 委託試作経費は、研究員及び技術員の人件費、材料費、副資材費、消耗品費、光熱水料、設備メンテナンス費、試作管理費等の経費(以下「直接経費」という。)

及び一般管理費として直接経費の10%の合算額とする。

3 委託者は、委託試作経費を、所定の期日までに本法人に納付しなければならない。
(実試験の報告)

第7条 委託者は、試作品を実試験したときは、その結果を本法人に速やかに報告しなければならない。

(進捗状況の把握)

第8条 研究開発事業部長及び事業支援室長は、委託者による試作品の実試験の経過及び本法人の試作開発研究の進捗状況を常に把握しなければならない。

(研究成果の公表)

第9条 試作開発研究による研究成果は、本法人の公益法人としての社会的使命を踏まえ、本条の規程に従って、研究成果を開示し、発表し又は公開すること（以下本条において「研究成果の公表等」という。）ができる。

2 研究成果の公表等を希望する者（以下本条において「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行うこと意思表示締切日（申し込み締切日等）の60日前までに、研究成果の公表等の内容を書面にて相手方に通知しなければならない。通知の義務を負う期間は、本試作開発研究完了の日の翌日から起算して1年を経過したときに満了する。ただし、この期間は、理事長及び外部機関の長が協議の上、短縮又は3年を上限として延長することができる。

3 公表希望当事者より前項の通知を受けた相手方は、研究成果の公表等の内容に、本契約により秘密保持義務を負うべき対象が含まれていること、又は、出願により保護すべき特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）が含まれていることを理由として、当該通知の受理後15日以内に公表希望当事者に、研究成果の公表等の内容を修正すべき旨の協議を申し入れることができる。

(特許出願)

第10条 委託者は、実試験に関連して独自に発明を行い特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ本法人の同意を得なければならない。

2 理事長は、試作開発研究に伴い特許権等が生じた場合は、特許発明委員会に諮るものとする。なお、委託者から特許出願（外国出願を含む）の要望があった場合は、理事長は、委託者と協議し決定する。

(特許権等の帰属)

第11条 試作開発研究の結果、特許権等が生じた場合は、原則としてその帰属は本法人とし、委託者に対してこれを無償で使用させたり、又は、その一部若しくは全部を譲渡することはできない。

(秘密の保持)

第12条 理事長及び委託者は、試作開発研究契約の締結に当たり、相手方より提供若しくは開示又は知り得た情報について、あらかじめ協議して非公開とする旨を定めることができる。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、試作開発研究に関する取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成24年9月28日から施行する。

附 則 (改正 平成28年10月28日常任理事会)

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。